

リビト

SPRING
FILE
NO. 44

採登才三七号鉦区台帳

(採掘権切替)
組鉦区区域

SPRING
FILE
NO. 11

英西石炭
6
7



鉾区番号	福岡県採掘权登録才 1278 号
増区事由	鉾業法才四十六條による 増加。
鉾区所在地	福岡県基穂郡稻葉町ほか1町1市地内
鉾区面積	20.856 アール
出願年月日	昭和 42 年 8 月 12 日
登録年月日	昭和 42 年 8 月 14 日
鉾業権者 住所、氏名	福岡県北九州市若松区本町港丁目九番拾号 鉾業権者 共同石炭鉾業株式会社 代表取締役 入 交 太兵衛

42年 8月 12日

共同西康企業株式會社 謹啟

福興通商商業局長 黒部 耕

此種名の変更確認について（通知）

謝道韞 年2 月第 11 期 副刊 午4 時 8 月 7 日 頁四

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

△ 蘇聯駐華使館 1278 号 1944 年 12 月

共同市電 銘業株式會社

上記の飲食店の目的と致である。」「て、炭」
 土、耐火粘土」を通知する館種名の変更につ
 いては、届出のとおり、簡便の館庫中に存在するものと確認し
 ます。

編 號 粵 劇 登 錄 第 1278 号

昭和 42 年 8 月 12 日登録

順位番号表題部/P番

上記登錄済

鉱種名変更届

昭和22年8月4日

福岡道南炭礦局長 原 部 廣 殿

北九州市若松区本町1丁目9番10号

採掘権者 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太兵衛

福岡県高橋郡福橋町大字才田226番地

代理人 吉 川 漢 明



1. 鉱区所在地

福岡県高橋郡福橋町、高橋町、山田市

2. 登録番号

福岡県採掘権登録第1278号

3. 鉱種名（変更後の鉱種名）

石 炭、耐火粘土

上記鉱区の鉱種名は石炭として登録を受けたが
石炭、耐火粘土と変更したいので承認されたく
別紙説明書を添えてお届けします。

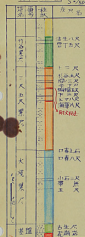


説 明 書

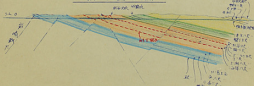
当鉱区内における、石炭採掘の爲の坑道設定の
立入れ坑道掘るくおよび試験等又隣接鉱区（山
野鉱業、山野炭鉱、古河炭業、下山田炭鉱、田
久恒炭産炭鉱）の資料等により当鉱区内にゼー
グルコーン番号31以上の耐火度を有する耐火
粘土が賦存していることが確認されました。本
耐火粘土は直方層系層群中の本層群の幅幅五尺
層の天盤の上部および海軍八尺層の盤下に層状
に賦存し、通常暗褐色面光沢の頁岩にて、厚
さは約1.5mより3.0m位であります。

共同石灰炭業株式会社 地質圖 縮尺 25000分-1

標準地層柱状図 S=5000



面-準断面図 S=1/25000



委 任 状

福岡県高橋郡鞍馬町大字才田224番地

吉 川 誠 明

上記の者を私の代理人と定め下記の商取引行為を
委任します。

当社所有の福岡県高橋郡鞍馬町、高橋町、山田市地内福岡県探
査権登録第1275号試掘権につき、鉱藏法第67条の届出（
既記領名を石炭および雷火粘土に変更）を為し、その受渡登録
評選知を先頭に於て、福岡国庫局に対し必要な届手続
きを為す一切の件

上記の通り委任します。

昭和22年5月 14 日

北九州市若松区本町1丁目9番10号

探査組合 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

委 任 状

福岡県高橋郡稲垣町大字才田224番地

吉 川 茂 樹

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限の行
為を委任します。

福岡県振興登録部1278号

福岡県高橋郡、稲垣町、高橋町、山田町地内

石炭採掘鉱区面積1810平方メートル

この鉱区福岡県高橋郡稲垣町地内

面積 8646 平方メートル

敷地面積 12462 平方メートル

上記の通り採掘鉱区の減少額を勘し、許可決定
通知書を受領に至る迄は許可通知受領後は登録
料金を納付し登録済証を受領に至る迄の一切の
行為

上記の通り委任します。

昭和25年2月 5 日

北九州市遠北区本町1丁目9番10号

振興局長 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

年 次 通 用 印 紙



昭和四年七月廿八日
東京市立第一中学校
校長 小 山 三 郎
東京市立第一中学校

上野区立第一中学校
一 出 給 印 紙
一 手 続 紙
分 別 取 扱

昭和四年七月廿八日

東京市立第一中学校
東京市立第一中学校
代 入 小 山 三 郎
東京市立第一中学校
出 給 印 紙
分 別 取 扱

東京市立第一中学校

上野区立第一中学校

昭和四年七月廿八日



東京市立第一中学校

東京市立第一中学校



承 商 番

私は、福岡支局敷家支局登記部武井武彦氏に、登記表示の「敷地」の「敷地」の面積より、三丁六ハール（別紙図示の通り）を減少する事を承諾いたしました。

「敷地」の表示

- 「敷地」の位置 福岡県高田郡高田町、高田町、山田町
- 「敷地」の名称 石 炭 炭
- 「敷地」の面積 約万八千四百八ハール
- 「敷地」の登録番号 福岡県高田郡高田町武井武彦氏七八号
- 「敷地」の事務所 福岡県高田郡高田町武井武彦氏六番地の地 日吉敷家所

昭和四十二年七月三十一日

東京府千代田区大平町五丁目五番地の六
 担当 梅澤 中小企業金融公庫
 総裁 佐 久 洋

右代理人本人

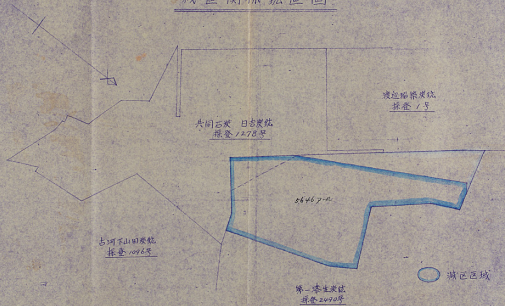
北九州市戸畑区新田町武井武彦氏四番地の六
 株式会社 三井銀行 戸畑支店
 支店長 平 田 一

東京府千代田区大平町五丁目五番地の六
 甲小企業金融公庫
 総裁 佐 久 洋

福岡市天神区日梅町番六〇〇
 中小企業金融公庫 福岡支店
 代理人 福岡支店長 小見三郎



減區關係鉅區圖



登 記 簿 抄 本

1、名 称 中小企業金融公庫

1、主たる事務所 東京都千代田区大手町三丁目五番地の六

1、従たる事務所 福岡市天神三丁目拾番六号

1、代理人の住所及び氏名

福岡市天神三丁目拾番六号

代理人

小 尾 三 郎

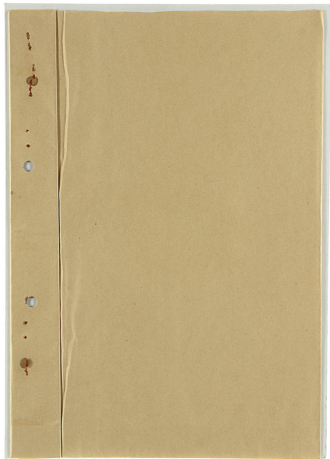
上記は登記簿の抄本である。

昭和 年 月 日

昭和四拾貳年 七月五日

福岡法務局

登記官 針 貝 鉄 彦



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭

鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話

〔稲築四三〇番
大隈一一番〕

昭和
年
月
日

放棄による鉱業権消滅登録申請

1. 鉱区所在地 福岡県高橋郡高橋町、山田市
2. 登録番号 福岡県採掘登録第1278号
3. 登録の目的 採掘権消滅の登録
4. 申請理由 本申請は、石炭鉱業合理化臨時措置法第35条の規定による石炭鉱山業調整交付金の交付を受けるためのものである。



上記のとおり登録されたく、会理化学業団の証明書、印鑑証明書を添付して申請します。

昭和43年8月13日

住所 福岡県北九州市若狭区本町1丁目9番10号

鉱業権者 共同石炭鉱業株式会社

氏名 代表取締役 入交 太 夫



福岡道南鉱業局長

属 部 課 長

昭和43年8月13日受付
福岡県採掘登録第1278号
昭和43年8月13日登録
順位番号第2/番

上 記 登 録 済



放棄による鉱業権消滅登録申請書

1. 鉱区所在地 福岡県嘉穂郡穂波町、高崎町、山田市
2. 登録番号 福岡県採掘登録第1278号
3. 登録の目的 探掘権消滅の登録
4. 申請理由 本申請は、石炭鉱業合理化臨時措置法第55条の規定による石炭鉱山鉱業権譲渡交付金交付を受けるためになすものである。

上記のとおり登録されたく、各関係事業団の証明書、印鑑証明書を添えて申請します。

昭和45年8月13日

住所 福岡県北九州市若狭区本町1丁目9番10号

鉱業権者 大同石炭鉱業株式会社

氏名 代表取締役 入 交 太 夫 重

福岡道産産局長

黒 部 勘 郎

昭和43年8月13日受付
第 四 期 採 掘 権 登 録 第 1278 号
昭和43年8月13日登録
順位番号 表頭部之/番

上 記 登 録 済



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 { 稲築四三〇番
大隈一 一 番

昭和 年 月 日